

公 告 第 7 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8年 8月 6日

兵庫県北播磨県民局長
(加 東 県 税 事 務 所)

記

書 類 の 根 拠 法 令	送達を受けるべき者の氏名	備 考
地方税法第177条の21第6項※及び国税徴収法第54条	MITA CARMEN LUCIA	※ 旧法の自動車税種別割については、地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)による改正前の地方税法